

第4回 特別支援教育論

杉野 学

この「特別支援教育論」の授業では、教科書「特別支援教育論」杉野学著 大学図書出版を使用しています。授業の第1章から第13章までを、順に学んでいます。プリントは、概要版のため、必ず教科書を読んで学びを深めて下さい。

第4回では、教科書「特別支援教育論」第5章、第6章を参照のこと

第5章 発達障害や軽度知的障害のある子どもの学習指導と授業改善

本章では、学習指導要領解説における「各教科等の指導計画の作成と内容の取扱い」の配慮事項、カリキュラム・マネジメントの視点による授業改善、学習指導案の作成について理解を深める。

1 学校における障害のある児童生徒等の状況と配慮

障害のある児童生徒等は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面または行動面において困難のある児童生徒等で発達障害の可能性のある者も含まれている。

小・中学校、高等学校学習指導要領では、「各教科等の指導計画の作成と内容の取扱い」において、個々の困難さに応じた指導内容・方法を工夫することが、具体的に示されている。学習指導要領解説の各教科を是非読んで欲しい。通常の学級の担任においても、発達障害も含めた様々な障害に関する知識を深めるとともに、児童生徒等のつまずきや困難な状況等の背景を把握しながら、適切な指導や必要な支援につなげていくことが求められている。皆さんの先輩の中には、小学校教員として採用されて、通常の学級の担任のほか、特別支援学級や通級による指導の担任をしている者もいる。

(1) 「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」と「手立て」

学習指導要領解説総則編では、障害の種類や程度を的確に把握した上で、「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていくことが示された。

小学校学習指導要領解説における各教科等の「第4章指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項 (5)障害のある児童への指導」では、「障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と示された。

例えば、国語科における配慮については、「文章を目で追いながら音読すること」が困難な場合には、指導上の意図として「自分がどこを読むのかが分かるよう」に、「教科書の文を指等で押さえながら読むよう促す」という手立てを講じることを検討し指導することとなる。つまり、児童生徒一人一人の困難さを把握し指導上の工夫の意図を考え具体的な手立てを検討して指導するという流れが新しく具体的に示された。各教科の配慮については、教科書に教科ごとに述べているので、よく読んで理解を深めて欲しい。

2 学び方の違いに配慮した授業改善

特別な支援を必要とする児童生徒においては、障害の特性から「集中・持続」、「指示理解」、「学習理解」、「社会性」などの面で、配慮が必要な場合が多々ある。授業においては、「個別の指導計画」を作成し一人一人の障害の特性や状況に配慮しながら指導を充実していく。

(1) 個別の指導計画の作成・活用

小・中学校の特別支援学級や通級による指導を受ける全ての児童生徒に対して、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成をすることが、学習指導要領で規定された。通常の学級において特別な支援が必要な子どもに対しては、認知面、運動面、心理面などの特性や状況を把握するとともに、個別の指導計画を作成するなどして、個に応じた指導内容・方法の工夫を、計画的・組織的に行うことが望まれる。その際、特別支援学校や特別支援学級の実践や支援方法及び自立活動の内容を参考にするなどして、学校だけでなく家庭、医療、福祉等の関係諸機関とも連携しながら、個別の指導計画等を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐ必要がある。

(2) 指導の流れ(PDCA)を踏まえた授業改善

個に応じた指導に視点を当てると、「実態把握から、目標設定、指導計画の作成、指導の展開、評価、見直し、引継ぎ」までの一連の指導の流れ(PDCA)がある。学習指導要領では、PDCAのマネジメントサイクルを踏まえた授業改善を行うことが、カリキュラム・マネジメントにおいて求められている。

指導におけるPDCAサイクルの流れは、次のような内容を含んでいる。

PDCA	項目	内容
Plan(計画)	実態把握	担任による気づき、保護者や他教職員からの情報提供、チェックリストや心理検査等によるアセスメント、多面的な情報収集と分析
	目標の設定	学期ごとの短期目標の設定、一年または、それ以上の長期目標
	指導計画の作成	学習や生活面での具体的な目標と手立ての設定
Do(実施)	指導の展開	指導計画に基づく実践、集団と個別の配慮
Check(評価)	評価	短期目標、長期目標に基づく評価
Action(改善)	指導計画の見直し・引継ぎ	目標や手立ての見直し、一年間のまとめ 次年度担当者への引継ぎ

3 校内での支援体制

児童生徒等に障害の可能性が考えられる場合は、担任は決して一人で抱え込まないことが大切である。特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、心理学の専門家等に相談するなどして、児童生徒等の行動等の背景にある障害の特性について正しく理解するとともに、実態把握を行い教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を相談し検討していく。また、必要に応じて、校内委員会やケース会議において、対象の児童生徒等への指導・支援を検討し学校全体で組織的な支援を得られるようにする。その際、担任は、特別支援教育コーディネーターと連携して、個別の教育支援計画や個別の指導計画作成の中心的役割を担い、適切な指導や必要な支援に活用していく。

(1) 実態把握

担任は、心理学の専門家等と協力して、児童生徒等の実態把握を行う必要がある。個々の知的能力や認知能力に関する状態を把握することは、特性の理解や個に応じた支援方法を考える際に有効な手掛かりとなる。保護者からの生育歴の聴き取りや行動観察等の他に、心理検査や知能検査等の標準化された検査法を活用し、総合的な実態把握を行い指導や支援に活用することが大切である。

1) 知能検査等アセスメント

「特別支援教育の基礎・基本」(平成 27 年) 国立特別支援教育総合研究所) では、次のように述べてある。

① 各種発達検査等について

実態把握の方法としては、WISC-IV 知能検査や K-ABC II 等の心理・教育アセスメントなどがある。

③ ワーキングメモリについて

ワーキングメモリは、短い間情報を蓄えておく記憶のことである。読み書きの障害の背景に「ワーキングメモリの弱さがある」という指摘がある。例えば、「鉛筆とメモ帳を持って、靴に履き替えて玄関に集まってください。」という指示を聞いて行動する場合、鉛筆とメモ帳を持ち物として記憶するとともに、靴を履き替え玄関に行くという行動を記憶して活動をする必要がある。

4 授業改善の意義

新学習指導要領では、「主体的・対話的な深い学び」に向けた授業改善が示された。また、カリキュラム・マネジメントについて、教科等横断的な視点で各教科の指導内容との関連をみると、計画・実施・評価・改善の一連の流れを PDCA マネジメントサイクルでみると、外部人材を教育活動に活用することの 3 点を踏まえる必要性が示された。

(1) 学習指導案と授業改善

授業の計画(Plan)の段階では、学習指導案の作成がある。主体性をはぐくむ学習指導案となっているかどうか、また、授業を計画する際に、児童生徒等の動きや理解を想定しながら、学習指導案を作成しているかどうかが大切である。

(2) 授業の構想

1) 指導観をもつ

- ・単元(題材)観では、年間指導計画を踏まえて、本時で何を目的にどのような内容を教えるのかについて述べる。
- ・児童生徒観では、どのような実態なのか、学習課題をどのように捉えて設定するのか、主体性を育てるための指導法の工夫などを述べる。
- ・教材観では、どのような題材や教材・教具を活用して教えるのかについて述べる。

2) 授業の導入・展開・まとめを考える

- ・一方的な教え込みの授業ではなく、子どもの主体性を育てるような接し方や発問などを考慮する。
- ・授業のねらい、指導内容や指導方法、教材・教具の活用、授業の展開や学習評価について、個別の指導計画を参照しながら、個に応じた指導を充実する。

3) 授業の PDCA(計画・実施・評価・改善)による授業改善

- ・実施した授業を基にして、次回に向けて再構成した指導案を作成する

4) 学習指導案作成の留意点

- ・国の関係法令、学習指導要領、教育委員会の教育目標等に基づく
- ・学校教育目標、学校経営計画、学部・学年・学級の教育目標を踏まえる
- ・保護者や地域の願いを踏まえた目標設定をする
- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画との関連を図る
- ・各教科等の年間指導計画、単元計画、週ごとの指導計画を参照する
- ・児童生徒の実態(障害の特性等)、学習課題の焦点化、自立活動の 6 区分、自立し社会参加する

- 力を育成するキャリア教育の視点との関連性を考慮する
- ・チームティーチングにおける教師の専門性や、連携・協力態勢について示す

(3) 学習指導案の作成

1) 学習指導案作成の意義

学習指導案は、授業の指導内容・方法等を明確にするために作成する。また、チームティーチングによる指導体制においては、学習指導案を作成することが指導体制や連携・協力態勢づくりの指針となる。

2) 学習指導案の作成(例)

次に、学習指導案の基本的な項目別に、作成のポイントについて述べる。

①単元（題材）名（科目名、教科書、副教材等）

②単元（題材）の目標

学習指導要領に基づき、具体的に記述する。児童生徒に対して、身に付けさせたい力を具体的に記述する。「～する」、「～することができる」など、児童生徒の立場で記述する。

③単元（題材）の評価規準

今後、新学習指導要領の3観点による評価規準が適用されていく。

ア 知識・技能	イ 思考・判断・表現	ウ 主体的に学習に取り組む態度
①〇〇について〇〇を理解している。 ②〇〇の技能を身に付けている。	①〇〇について〇〇を考えている。 ②〇〇について考えたことを表現している。	①すすんで〇〇しようとしている。 ②〇〇を生かそうとしている。

④指導観

ア. 単元（題材）観

- ・学習指導要領における位置付けや、重点を置く指導事項等を記述する。

イ. 児童生徒観

- ・本単元（題材）の学習内容に関する基礎的な既習事項の定着状況や学習上の課題を記述する。

ウ. 教材観

- ・授業で扱う資料や、教材・教具、地域人材、学習環境などの活用について記述する。

⑤ 年間指導計画における位置付け

- ・本単元（題材）の学習内容に関連する前後の学習内容を記述する。

⑥ 単元（題材）の指導計画と評価計画（○時間扱い）

- ・観点ごとの評価規準を学習活動に即して具体的に記述する。
- ・1単位時間の中で、1～2項目の評価となるよう焦点化する。
- ・観察を中心とした授業中の評価と、ノートやワークシート、作品等による授業後の評価を適切に組み合わせる。

	ねらい	学習内容・学習活動	学習活動に即した具体的な評価規準・評価方法（ ）
第〇時			・アー① 〇〇について関心をもち、意欲的に〇〇しようとしている。（調べたり発表したりする様子の観察）

第〇時 (本時)		・エー① 〇〇について資料を収集し、〇〇してまとめ、その内容を説明している。(ノート記述の観察)
-------------	--	--

⑦指導にあたって

- ・指導上の工夫や改善点を記述する。授業形態の工夫(一斉指導と個別指導、少人数指導、グループ学習、TT等)、指導方法の工夫(示範、板書、発問、体験的学習等)

⑧本時(全〇時間中の第〇時間目)

ア. 本時の目標

- ・単元(題材)の目標と合わせて、児童生徒の育む力を記述する。

時間	学習内容・学習活動	指導上の留意点	評価基準 (評価方法)
導入 〇分	<ul style="list-style-type: none"> ・既習事項を確認し、本時のねらいを把握する。 ・学習の進め方を知り、学習の見通しをもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・板書で目標を明示する。 ・〇〇を示して、〇〇について課題意識をもたせる 	
展開 〇分	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動の流れと学習する内容が明確になるように記述する。 ・〇〇について考える。 ・〇〇について気付いたことを意見交換する。 ・意見交換を基に、自分の考えをまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本時の目標を達成するための具体的な指導や工夫等について記述する。 ・自己の課題を達成するための指導の工夫・改善等を具体的に記述する。 ・学習内容によっては、安全や健康面への配慮や個別の対応を必要とする場合は記述する。 ・主発問と予想される児童生徒の答え、補助発問等を記載する。 ・TT等の複数の教員が関わる授業では、役割を明確にして記述する。 ・机間指導では、〇〇が十分でない児童生徒に対し個別に指導する。 ・〇〇と□□を関連付け考えさせる。 ・意見交換をする際の視点を〇〇、方法を□□とする。 ・まとめたことを、学習のねらいに即して価値付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身に付けさせたい力を、どの学習場面で、児童生徒の姿から把握するのか示す。 ・効果的・効率的な評価を進めるために評価を焦点化して記述する。エー①(ノート記述の確認)
まとめ 〇分	<ul style="list-style-type: none"> ・学習内容を振り返る。 ・次時学習への見通しをもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本時のねらいの達成に向けた実現状況を確認する。 ・次時の学習への見通しをもたせる。 	

イ. 板書計画

- ・1単位時間の学習の流れが分かるように、内容を整理して記述する。
- ・単元(題材)名、本時のねらい等を記述する。・視覚的な提示を工夫する。

ウ. 授業観察の視点(例)

- ・目標について、教科・科目等の目標、単元の目標、本時の目標との一貫性をもたせていたか。本時の指導に指導観が生かされていたか。
- ・展開について、学習活動が、本時の目標を達成するための学習活動となっていたか。児童生徒の主体的な活動を取り入れていたか。時間の配分は適切であったか。
- ・学習活動に即した評価、指導上の配慮事項について、本時の目標と評価項目と内容が一致していたか。学習意欲を高める学習活動の工夫があったか。発問、板書、資料提示の工夫がされていたか。

(4) 学習評価

特別支援学校学習指導要領解説各教科等編においては、「児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するために、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが重要である」、「教科別の指導を行う場合や各教科等を合わせた指導においても、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが必要である。」と、示してある。

(5) 様々な指導計画の活用

指導計画には、年間や2年間にわたる長期の指導計画から学期、月、週、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまでさまざまな様式のものがある。年間指導計画、個別の指導計画、個別の教育支援計画、個別移行支援計画、週ごとの指導計画などを、学習指導案を作成する際には、活用することが重要である。

(6) 知的障害特別支援学校の教育課程との関連

特別支援学校学習指導要領では、次のように知的障害のある児童生徒の教科等の指導内容の設定について示してある。「知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めること。」(学習指導要領第1章第3節の3の(3)の(オ))

なお、各教科の内容は、小学部3段階、中学部2段階、高等部2段階の計7段階で示してある。各教科等を合わせて指導を行うことに係る法的な根拠は、学校教育法施行規則第130条第2項に、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と、示されている。

第6章 発達障害等の特性に応じた合理的配慮に基づく学習・生活指導の実践

本章では、発達障害等の特性に応じた合理的配慮に基づく学習指導や生活指導の実践について学ぶ。

1 学校における合理的配慮

合理的配慮とは、特別な支援を必要とする児童生徒等の障害の程度や特性等を踏まえて、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を個別に行うことであるが、学校の設置者及び学校に対して、体制面及び財政面における均衡を失したまたは過度の負担を課さないものである。

2 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における発達障害児等の指導事例

幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する発達障害のある幼児児童生徒に関する指導事例については、教科書を参照のこと。

(1) 事例1 幼稚園における自閉症児の指導例

(2) 事例2 小学校通常の学級における知的障害児の指導例

(3) 事例3 中学校通級による指導における学習障害と注意欠陥多動性障害児への指導例

(4) 事例4 高等学校における広汎性発達障害児への指導例